

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和 7 年 8 月 29 日

高岡市長 出町 譲

1 業務概要

(1) 業務名

高岡市立図書館サービス等業務委託

(2) 業務内容

別紙「高岡市立図書館サービス等業務委託仕様書」参照

(3) 発注課

教育委員会中央図書館

(4) 履行期限

(ア) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 11 年 3 月 31 日（土）まで

(イ) 業務準備履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

令和 8 年 4 月 1 日（水）から円滑に図書館サービス等を実施できるよう、期限までに、現在の図書館サービス等業務実施者らから引き継ぎを終え、市民へ図書館サービスの提供を可能な状態とすること。

※スケジュールについて、市担当者と事前に十分協議を行うこと。

(5) 提案限度額

406,800 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度 135,600 千円、令和 9 年度 135,600 千円、令和 10 年度 135,600 千円

提案限度額には、本業務委託の準備作業及び契約期間の運用経費に係る一切の経費を含むものとする。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

- (ア)高岡市入札参加資格者名簿に登録された者であること。(参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。)
- (イ)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (ウ)高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (エ)本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。
- ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合(子会社が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定(②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。)を受けた会社である場合を除く。)
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。)
- ③ 一方の会社の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。)
- イ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- ロ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ハ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- ニ)組合の理事
- ホ)その他業務を執行する者であって、イ)からニ)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

(ア)過去の履行実績

令和7年4月1日から起算して、過去5年以内に貸出・返却といった窓口業務を含む図書館サービス業務又は類似業務の受託或いは当該サービス業務又は類似業務を含む指定管理者の経験があること。

なお、類似業務の実績の場合は、受託や指定管理ではなく、直営かつ図書の貸出・

返却・図書の発注・書架整理業務を実施している場合のみ認める。

(イ) 技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

個人情報保護に係る資格を事業者で1つ以上保有し、直接的に指揮命令をする者に日本国内において図書館業務の経験があること。

(ウ) 共同企業体での参加

共同企業体での参加を認める。

3 日程及び事務手続き

(1) 業務説明資料について

(ア) 交付期間

令和7年8月29日（金）午前10時から令和7年9月5日（金）午後5時まで

(イ) 交付場所及び方法

市ホームページよりダウンロードする。

(2) 参加表明書について

本プロポーザルに参加希望をする者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(ア) 受付期間

令和7年8月29日（金）午前10時から令和7年9月5日（金）午後5時まで

(イ) 提出先及び方法

・提出先

〒933-8601 高岡市広小路7番50号

TEL:0766-20-1437 FAX:0766-20-1383

Email:kankei@city.takaoka.lg.jp

高岡市総務部管財契約課（高岡市役所5階） 担当:海老沢

・提出方法

電子メール添付による電子データ送付又は持参

※電子メールの場合の件名は「高岡市立図書館プロポーザル参加表明書等」とし、
收受確認のため、送付後に電話をすること。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5
時までとする。

(ウ) 提出書類及び部数（紙媒体提出の場合は各1部）

① プロポーザル参加表明書（様式1）

② 会社概要（様式2）

- ・ 会社のパンフレット、ホームページの写し等を添付すること。
- ・ 契約書の写し等の業務実績を確認できるものを添付すること。
- ・ 企業の認証資格証の写し等確認できるものを添付すること。

③ 参加資格誓約書（様式３）

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和７年９月１１日（木）までに電子メールで通知する。

(4) 質問書について

仕様書等に質疑のある場合は、指定した期間内に、「質問書」を電子メールにて提出すること。なお、質問内容は、企画提案書及び仕様書等に関することに限り、審査に関する事項や本業務に関係ないと本市が判断したものは受け付けない。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じない。

※電子メールの件名は「高岡市立図書館プロポーザル質問書」とし、收受確認のため、送信後に電話をすること。

(ア) 受付期間

令和７年８月２９日（金）午前１０時から令和７年９月５日（金）午後５時まで

(イ) 受付場所

参加表明書に同じ

(ウ) 回答方法

回答は質問者の法人名を伏せたうえ、高岡市ホームページで公表する。

(5) 提案書について

本プロポーザルに参加をする者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(ア) 受付期間

令和７年９月１２日（金）午前１０時から

令和７年１０月１０日（金）午後５時まで（必着）

(イ) 提出先及び方法

・提出先

〒933-0023 高岡市末広町１－７ ウイング・ウイング高岡内

TEL:0766-20-1566 FAX:0766-20-1819

Email: t-chuo@city.takaoka.lg.jp

高岡市教育委員会中央図書館（防災センター窓口呼び出し） 担当：竹腰

・提出方法（必ず下記２通りで提出すること。）

(i) 印刷物は、郵送（書留郵便）又は持参とする。

(ii) 電子データ（PDF 形式）は、提出書類一式をＣＤ－Ｒ等に保存し、郵送又は持参とする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

※持参の場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(ウ)提出書類

① 提案書

(i)印刷物（6 部）及び電子データ（PDF 形式）

(ii)様式は任意とするが、以下の条件をすべて順守すること。

- ・別紙「プロポーザル選定基準」にある提案依頼事項については、全て記載すること。
- ・用紙サイズは A 4 判横とする。
これにより難しい場合は A 3 判の使用も認めるが、A 4 判に折り込むこと。
- ・表紙を作成すること。
- ・表紙・目次・中表紙を除き、30 ページ以内とすること。
- ・ページ番号は各頁の下部中央に、表紙・目次・中表紙を除いた部分を通し番号とすること。
- ・片面印刷で作成すること。
- ・文字のポイントは、原則として 12 ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさに配慮すること。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現を用いて簡潔に記述すること。専門用語を使用する場合は用語解説を付すこと。なお、用語解説も頁数に含めること。

② 見積書

(i)印刷物（1 部）及び電子データ（PDF 形式）

様式は任意とする。

ただし、以下の条件をすべて順守すること。

- ・記載する金額に消費税及び地方消費税を含めること。
- ・記載する金額は、3 年間（36 か月）の総額費用及び単年度の総額費用を記載すること。
- ・各館ごとに人件費、電子図書館の運営・運用に係る経費（導入費、移行費、管理費、コンテンツ購入費・利用料、システム利用料等一切の経費を含む）、その他必要な経費の区分がわかる積算内訳書を添付すること。なお、人件費については、職種（総括責任者、地域館の責任者、一般スタッフ等）ごとの単価、人数、勤務日数（時間）等の内訳が分かるようにすること。

(エ)留意事項

- ① 見積書以外は、業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。ただし、6 部提出する書類については、1 部は事務局用とするため、上記内容の記載のあるもので提出すること。

② 提案内容

提案書は、別紙「高岡市立図書館サービス等業務委託仕様書」を踏まえ、別紙「プロポーザル選定基準」の依頼項目に対する説明・提案を記載すること。

(6) 一次審査について

参加希望者が5者以上の場合は、提案書をもとに一次審査を実施する。プレゼンテーション及びヒアリングには一次審査通過者が参加する。審査の評価基準・項目・配点は別紙「プロポーザル選定基準」のとおり。

(7) ヒアリング（プレゼンテーション）について

提出された提案書等をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施する。

(ア)実施日時

令和7年10月中（日程、時間及び場所は別途通知します。）

(イ)実施方法

40分以内（プレゼンテーション25分、質疑回答15分）

(ウ)留意点

- ① プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。
- ② 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。なお、他の者の同席は2名まで認める。本案件を担当する管理者又は主務者等が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。
- ③ 提出した提案書等の範囲を逸脱しないこと（質疑応答を除く。）
説明は、提案書に基づいて行うこと。
- ④ 提案書以外の追加提案、追加資料は受け付けない。
パワーポイント等をスクリーンに投影することは認めるが、追加資料の配付は認めない。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は提案書の到着順とする。
- ⑥ プレゼンテーションは参加者名を伏して行うので、社章、名札等は身に着けないこと。また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。
- ⑦ パソコン、その他必要な機器等は参加者が用意すること。なお、プロジェクター及びHDMIケーブルは本市が準備するが、スクリーンは会場の壁面に直接映し出す予定であるため、必要な場合は持参すること。

(8) 選定方法・結果の通知について

(ア)受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価する。評価基準・項目・配点は別紙「プロポーザル選定基準」のとおり。

(イ)最低点綴基準点

合計 1,875 点 (=375 点× 5) のうち 735 点

この点数に満たないものは失格とする。

(ウ)結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知する。

なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたうえ高岡市ホームページで公表する。

(エ)その他

点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、参考見積書の金額の低い方の提案者を受託候補者とする。

4 選考委員

委員は5名とする。

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできない。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 見積金額が提案限度額を上回る場合
- (5) 選考委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (8) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (9) その他選考委員会が不適合と認める場合

6 契約

審査の結果、選定された者を受託候補者として、別途、高岡市契約に関する規則等に基づき、契約を行うものとする。

契約締結の交渉に当たっては、受託候補者の提案内容を尊重するが、詳細な事項については改めて協議し、必要な場合は内容を変更し、改めて見積書の提出を求めたうえで契約を締結することがある。

7 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とする。

- (2) 提出した書類は返却しない。なお、非受託候補者の提出した書類は、令和7年度中に希望すれば、提案者の負担により返却する。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (4) 提案書等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある。
- (5) 提出された提案書等は、高岡市情報公開条例（平成17年11月1日条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となる。提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公開することがある。
- (6) 提案書等は、業者選考の事務に限り複製する場合がある。
- (7) 提案書に示す内容は、契約締結後に提案者が必ず履行できる内容とすること。
- (8) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。
- (9) 本プロポーザルに関する本市配布資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (10) 参加表明後、辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(担当) 教育委員会中央図書館総務係 竹腰

(電話) 0766-20-1566

(メール) t-chuo@city.takaoka.lg.jp